

## セルフケアプランに関する質問・要望書

2019年9月19日

全国マイケアプラン・ネットワーク（代表：島村八重子）はケアプランを自ら作っている利用者、家族、賛同者を中心に、2001年に発足しました。利用者や家族が自ら考え、自らケアプランを立てることで、介護保険が制度創設時に掲げた「自己選択」という理念を実践していると自負しています。

次期制度改正に向けて、老健局は先般、三菱総合研究所に委託した老人保健事業推進費等補助金「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」の中で、「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」（協力依頼）という依頼文を市町村に発出し、その際に「平成30年度の1年間に、利用者や家族からセルフケアプランに関する事前相談や、セルフケアプランによる介護サービス利用の実績はありましたか」という質問項目を設定したと聞いております。

さらに、一部では「ケアプランの有料化とともに、セルフケアプランを廃止」という案が老健局内で取り沙汰されていると側聞しています。

全国マイケアプラン・ネットワークとしては、こうした動きについて不安を感じておりますので、以下の質問についてのご回答、重ねて要望への真摯なご対応をお願いしたいと思います。

### <質問項目>

#### 1：市町村に調査を実施した目的、理由

- ▽ これまでセルフケアプランについて、厚生労働省が関心を示したことはなく、全国マイケアプラン・ネットワークでは2009年度に老人保健事業推進費等補助金を頂き、自ら調査を実施したほどです（→全国マイケアプラン・ネットワーク編「全国保険者調査から見えてきたケアプラン自己作成の意義と課題」を参照）。
- ▽ セルフケアプランの当事者団体として、厚生労働省がセルフケアプランについて調査を実施した理由を知りたいと考えております。併せて、調査結果を今後、どのように制度改正に反映させるのか、お尋ねしたい。

【質問1】今回、厚生労働省がセルフケアプランの調査を実施した理由は何か。

【質問2】相談件数や実績件数を確認することで、今後それをどう生かすのか。

#### 2：セルフケアプラン廃止の検討状況

- ▽ 有料化と併せて、セルフケアプランの廃止を検討しているのかどうか、お尋ねしたい。もし廃止を検討しているのであれば、その理由もお尋ねしたい。

【質問3】セルフケアプランの廃止を検討しているかどうか。

【質問4】廃止を検討しているのであれば、その理由は何か。

【質問5】セルフケアプランという選択肢についてどう考えるか。

上記5つの質問について、9月30日（月）までにご返答頂きたい。

#### <要望項目>

セルフケアプランを実践する当事者団体として、調査に関連して以下の点を強く要望します。

##### 1：調査結果の速やかな公開

- ▽ 全国マイケアプラン・ネットワークとしては、こうした調査が市町村に対して幅広く実施されることで、セルフケアプランの実践者が全国に何人いるのか把握できる効果は大きいと考えております。
- ▽ 調査は9月10日締切と伺っていますので、セルフケアプランを実践する当事者団体として、調査結果がまとめ次第、広く公開されることを強く望みます。

【要望1】まとめ次第、調査結果を広く公開して欲しい。

##### 2：セルフケアプランという選択肢の堅持

- ▽ セルフケアプランは介護保険法第41条第6項に基づく介護保険法施行規則第64条第1号ニの規定に位置付けられており、全国マイケアプラン・ネットワークとしては、セルフケアプランを通じて、介護保険の理念である自己選択を実践してきた自負があります。セルフケアプランという選択肢を堅持することは介護保険の理念を守ることと同一と考えます。
- ▽ そもそも介護保険法ではケアマネジメント（居宅介護支援）を受けるか受けないかは利用者の選択に委ねられているはずですが、それにもかかわらず、セルフケアプランの道を閉ざすのであれば、それは自己選択を掲げた介護保険制度の理念を放棄することではないでしょうか。
- ▽ 全国マイケアプラン・ネットワークとしてケアプランの有料化について賛否の意見を持っていませんが、有料化に踏み切った場合の懸念材料として、「自己負担を避けたい利用者の心情に付け入る形で、セルフケアプランを代行する業者が現われ、介護保険サービスを多く入れたケアプランが横行する」といった指摘があることは理解しているつもりです。

- ▽ ただ、この場合においても、市町村の窓口で身分確認を厳格にするなどの方法を採れば、こうした不正は防げると考えていますので、セルフケアプランという選択肢が消滅することは看過できません。
- ▽ 調査の結果、セルフケアプラン実践者の数は非常に少数であることが予想されます。しかし、少数といえども、セルフケアプランは制度上、国民が行使できる権利です。それを制限するのであれば、国民が納得できる目的や理由が必要となります。

**【要望2】**セルフケアプランという選択肢を堅持して欲しい。

なお、全国マイケアプラン・ネットワークでは2018年度、「公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団」からの研究助成を受け、セルフケアプランの実践者・経験者に対するヒアリング調査を実施しています。現時点で調査は途中段階ですが、実践者や経験者が周囲の人や専門職の協力を仰ぎつつ、「どんな暮らしをしたいのか」「そのための障害は何か」「障害を解決するために適切な社会資源や介護保険サービスは何か」といった点を丁寧に考えていることが浮き彫りになっています。さらにセルフケアプランの作成を機に、市町村などとの付き合いが始まり、地域活動に積極的になったことも把握しています。

今後、こうした調査研究を踏まえた情報発信や要望活動を準備しておりますので、質問項目にお答え頂くとともに、要望に沿った対応を強く望みます。

以上